

令和5年2月27日

安八町長 堀 正 様

安八町監査委員 清 伸 二
安八町監査委員 山中 美恵子

令和4年度 安八町内部統制評価報告書に係る審査意見について

地方自治法第150条の規定に基づき審査に付された令和4年度安八町内部統制評価報告書について審査したので、次のとおり意見書を提出する。

審査の概要

1. 審査の対象

令和4年度「あんぱち業務見える化プラン」に基づく内部統制体制の整備及び運用状況並びに関係資料の点検

2. 審査実施日

令和5年2月27日

3. 審査の場所

安八町役場 2階 中会議室

4. 審査の内容

内部統制体制の整備及び運用状況にあたっては、町長から提出された令和4年度安八町内部統制評価報告書について

- (1) 業務の有効性及び効率性、法令等の遵守、財務報告の信頼性、資産の保全の4つの目的が達成されているとの合理的な保証を得るため、業務に組み込まれ、組織内の全ての職員によって遂行されているか。
- (2) 内部統制の対象とする事務を財務リスクに限定するのではなく、安八町の事務全般において直面し得る経営体リスクも対象としているか。

以上の2点を主眼において、関係資料を慎重に審査した。

5. 審査の結果

令和4年度安八町内部統制評価報告書を確認した結果、全職員が「あんぱち業務見える化プラン」の趣旨を理解しており、これを継続することでリスク管理意識を有しつつ、質の高い事務執行を目指していることが確認できた。

よって、「あんぱち業務見える化プラン」に基づく取組みが適正であると認める。

6. 審査意見

- (1) 職員一人ひとりがリスクを予見する能力を高め、かつ組織的に共有する力を強化した上で効果的な対策を見い出すとともに、真に町民の福祉の増進のために公務を遂行する姿勢を貫徹し、対策を確実に実行するよう研鑽を積み重ねていただきたい。
- (2) 庁舎耐震補強改修工事について、外国人を含む全ての来庁者の安全を最優先にするとともに、執務室変更の案内についても職員一人ひとりが積極的に対応する等、最大限の配慮に努めていただきたい。
- (3) リスクを評価して抑制する内部統制としての取り組みについて、職員一人ひとりが自主的な意欲の発露によって課題を見つけ出し、自由闊達な職場環境の中で解決策を見い出し、かつ部門を越えて互いを高め合うよう取り組んでいただきたい。

以 上